

東淀川区役所が管理する庁舎外区広報板への掲出取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東淀川区（以下「当区」という。）が有する、当区内の区広報板（当区内のOsaka Metroの駅に設置しているものを除く。）74か所の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲出要件等)

第2条 大阪市及び当区の行政情報その他の地域コミュニティの増進に役立つ情報等を掲載したポスター、チラシその他の物件を区長の承認を得た上で、別表に掲げる当区広報板に掲出することができる。

2 前項の当区広報板に掲出できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 大阪市(東淀川区を含む。以下同じ。)に属する執行機関
 - (2) 当区に存する地域活動協議会（構成団体を含む。以下同じ。）
 - (3) 前2号に掲げる者以外であって区長が特に必要と認めるもの
- 3 前項第2号及び第3号に掲げるものにあっては、当該広報板に掲出するスペースがあり、かつ、当該掲出内容が地域コミュニティの増進に資するなど公共的要素を含む場合に限り掲出できるものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる者が掲出することができる当区広報板は、原則として当該地域活動協議会が活動する地域内に存するものに限る。
- 5 大阪市東淀川区役所及び同区役所出張所に存する掲示板については、第2項第2号に掲げる者は掲出することができない。
- 6 当区広報板に掲出するポスター、チラシその他の掲示板に掲出することができるもののサイズは、原則としてA2、A3又はA4のいずれかとする。
- 7 掲出期間は、原則として掲出承認日から最長6か月間までとする。

(掲出物の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する掲出物は、これを取り扱わない。

- (1) 公職選挙法その他の法令に違背するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- (5) 良好的な景観又は風致を害するもの
- (6) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全な育成の観点から適当でないもの
- (8) その他掲出することが適当でないと区長が認めるもの

(掲出方法等)

第4条 当区広報板に掲出を希望する者は、当区総務課（総合企画）に別に定める掲出依頼書と掲出物すべてを提出し、承認の印を得ること。

- 2 前項の規定により承認を得たときは、地域課（安全まちづくり）に掲出物を提出すること。ただし、当該掲出物の掲出に急施を要する場合は、掲出者自ら掲出するものとする。
- 3 掲出に当たっては、当区広報板の美観を損ねないよう配慮するとともに、掲出物の汚損、破損があった場合は、速やかに撤去し、又は再掲出すること。

（使用料）

第5条 当該掲示板を利用するに当たっての使用料は、無償とする。

（承認の取消し等）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、掲出の許可の全部又は一部を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは条件を変更することができる。

- (1)偽りその他不正の手段により掲出承認を受けたとき
- (2)掲出の許可を受けた者がこの要綱若しくは当該掲出の承認に付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく指示に従わないとき
- (3)大阪市の事務又は事業の遂行上必要があるとき
- (4)区長が公益上その他特別の事由があると認めるとき

（原状回復義務）

第7条 掲出の承認期間が満了し、又は掲出の承認を取り消されたときにあっては、掲出者は、直ちに、掲出する物件を撤去し、当区広報板を原状に復さなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（施行の細目）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域活動協議会	広報板番号	設置場所	所在
東井高野	3	東井高野小学校	井高野2丁目8番
東井高野	7	井高野中学校	井高野2丁目8番
東井高野	80	寺内宅モータープール入口側溝	井高野2丁目5番
東井高野	6	市営井高野第4住宅1号館南	井高野4丁目4番
いたかの	1	井高野小学校	井高野1丁目28番
いたかの	85	北江口第2住宅2号館東バス停北江口1丁目付	北江口1丁目3番
いたかの	86	北江口第2住宅18号館東南角	北江口3丁目1番
いたかの	5	市営北江口第2住宅15号館前	北江口3丁目2番
いたかの	84	北江口第2住宅10号館西側バス停北江口	北江口3丁目5番
いたかの	4	北江口宅地造成事業用地（緑地帯東側）	北江口4丁目14番
大隅東	18	市営南江口第1住宅2号棟北東	南江口2丁目6番
大隅東	19	南江口公園 北西	南江口3丁目13番
大隅東	16	大隅東小学校	瑞光5丁目8番
大隅西	17	瑞光中学校 東	瑞光4丁目9番
大隅西	20	大隅西小学校 南側	大隅2丁目3番
大桐	87	市営西大道第3住宅2号棟 南東側	大桐2丁目8番
大桐	10	大桐公園 南東側	大桐3丁目8番
大桐	9	大桐小学校	大桐4丁目1番
大桐	15	大桐中学校 北側	大桐4丁目5番
大桐	12	市営北大桐住宅 北側 緑地帯	大桐5丁目7番
大桐	13	大隅公園 西側	大桐5丁目14番
大道南	14	大道南小学校 北西角	大道南1丁目17番
大道南	23	能條公園 南西側	大道南3丁目2番
豊里	90	北淀公園 南側	豊里1丁目8番
豊里	27	新東淀中学校	豊里1丁目10番
豊里	25	豊里三角公園	豊里2丁目23番
豊里	21	豊里小学校	豊里5丁目14番
豊里	28	豊里中央公園北側	豊里5丁目14番
豊里	22	東淀中学校	豊里6丁目25番19
豊里	24	豊里さつき公園	豊里7丁目25番
豊里南	26	三番公園	豊里2丁目4番
豊里南	91	野村公園 北東側	豊里3丁目4番
豊里南	92	野村集会所 南側	豊里5丁目4番
豊里南	29	豊里南小学校 北東角	豊里5丁目12番
豊里南	89	豊里南小学校 西側	豊里5丁目12番
豊新	79	多幸公園	豊新2丁目8番
豊新	94	多幸公園 東側	豊新2丁目8番
豊新	77	東淀川区役所	豊新2丁目14番
豊新	78	六原公園 北東側	豊新3丁目2番

豊新	75	豊新小学校	豊新4丁目17番
小松	32	小松公園	小松2丁目12番
小松	30	小松小学校	小松3丁目18番
新庄	38	瑞光寺公園 南側	瑞光2丁目2番
下新庄	41	下新庄北公園 西側	下新庄4丁目14番
下新庄	42	下新庄北公園 東側	下新庄4丁目14番
下新庄	39	下新庄小学校	下新庄5丁目2番8
下新庄	95	下新庄保育所	下新庄5丁目3番
下新庄	43	下新庄公園	下新庄5丁目17番
菅原	52	歌島豊里線南側植樹部 (菅原1丁目交差点)	菅原1丁目13番20
菅原	45	菅原東公園 北東角	菅原3丁目6番
菅原	49	菅原東公園 南西角	菅原3丁目6番
菅原	44	菅原小学校	菅原6丁目3番25
菅原	51	菅原小学校 西角	菅原6丁目3番25
菅原	50	菅原小学校 東南角	菅原6丁目3番25
菅原	47	菅原北公園	菅原7丁目9番
東淡路・柴島	96	もと男女共同参画センター北部館 北側	東淡路1丁目4番
東淡路・柴島	97	東淀川スポーツセンター 北西通路	東淡路1丁目4番
東淡路・柴島	66	環境局 もと東淡路詰所	東淡路2丁目10番
東淡路・柴島	61	東淡路小学校	東淡路3丁目3番32
東淡路・柴島	64	市営東淡路住宅集会所前	東淡路3丁目4番
東淡路・柴島	63	東淀川区役所出張所	東淡路4丁目15番
東淡路・柴島	62	柴島中学校 東側	柴島2丁目8番36
淡路	69	淡路4公園	淡路4丁目15番
淡路	55	淡路公園 南西	淡路5丁目14番
淡路	59	淡路公園 北東	淡路5丁目14番
淡路	54	淡路中学校	西淡路4丁目25番
淡路	53	淡路小学校	西淡路5丁目5番32
西淡路	67	西淡路小学校 東南角	西淡路3丁目14番11
西淡路	57	北後宅	西淡路4丁目18番28
啓発	93	山口本町公園 東側	東中島1丁目14番
啓発	72	東淀川特別支援学校 北側	東中島3丁目5番22
啓発	73	東淀川特別支援学校 東南角	東中島3丁目5番22
啓発	71	啓発小学校 東側	東中島4丁目8番38
啓発	74	啓発小学校 北側	東中島4丁目9番